

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案等の概要

趣旨

厚生労働省の関係会議において、将来的な薬剤師の過剰や薬剤師の地域偏在等の課題が示されたことを踏まえ、令和3年10月より、文部科学省において「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」を設置し検討。令和4年8月、「6年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ」がとりまとめられた。

本内容を踏まえ、薬学に関する学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの（以下「臨床薬学に関する学科」(※)という。）の設置及び収容定員増は、抑制することとし、地域の需要に応じて薬剤師の地域偏在を解消するための人材養成を行う場合はその例外とする。これにより、薬剤師が不足する地域における人材の確保を図りつつ、臨床薬学に関する学科の収容定員総数を抑制する。

(※)6年制課程の薬学科。

概要

1. 大学、短期大学、高等専門学校の設置等に係る認可の基準の改正

- 第1条第1項第5号に、「薬剤師の養成に係る大学等の設置及び収容定員の増加でないこと」を新たに追加し、臨床薬学に関する学科の設置及び収容定員の増加を抑制する。加えて、臨床薬学に関する学科の設置及び既設の臨床薬学に関する学科の収容定員の増加に係る学則変更の認可の申請のうち、地域における薬剤師の数その他の事情を勘案して薬剤師の確保を特に図るべき区域として文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域において、都道府県が定める計画に基づき行おうとするものについては、その例外とする。
- 上記例外の場合における認可申請の審査については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師確保のための教育内容、薬剤師が不足すると見込まれる地域の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援の内容（学則変更にあつては、都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含む）に照らして行うものとする。

2. 学校教育法施行令第23条の2第1項第4号の規定により文部科学大臣が定めるところとされた分野を定める告示の制定

- 大学の学部の収容定員に係る学則変更に関し、収容定員総数の増加を伴わないものについては、文部科学大臣の定める分野を除き届出事項とされている。当該分野に「薬剤師の養成に係る分野」を新たに追加し、当該分野の収容定員に係る学則変更を認可事項とする。

施行期日等

- 上記1. 令和7年4月1日。ただし、令和5年10月1日以降になされる令和7年度以降の臨床薬学に関する学科の設置等の認可申請から適用（令和5年10月1日において意思決定及び内容の公表並びに契約の締結が行われているものを除く。）
- 上記2. 令和6年3月1日。
- 告示の施行後5年を目途として、改正後の規定の施行状況、地域及び社会の需要に照らした臨床薬学に関する学科の収容定員の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

施行日・過措置関係

	令和4年度							令和5年度							令和6年度							令和7年度															
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
令和6年度 大学の開設		申請	諮問									認可											開設														
令和6年度 学部等の開設												認可											開設														
令和6年度 収容定員増												認可										定員増															
										申請	諮問	認可										定員増															
令和7年度 大学の開設												申請	諮問											認可													
令和7年度 学部等の開設																申請	諮問							認可													
令和7年度 収容定員増																申請	諮問							認可													
																						申請	諮問	認可													

公布

施行



○ 施行の日 (令和5年10月1日) までに申請について意思決定・内容の公表・契約をしている場合は適用しない (附則第2条)

○文部科学省告示第 号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年 月 日

文部科学大臣 永岡 桂子

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号及び第五条第一項を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一～四 「略」

五 歯科医師、薬剤師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。

六 専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（第五条及び第六条において単に「法科大学院」という。）の設置でないこと。

256 「略」

7 「第二項第五号の規定は、法第四条第一項の認可の申請のうち臨床薬学に関する学科（薬学に関する学部のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものをいう。以下同じ。）の設置及び臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更（以下「臨床薬学に関する学科の設置等」という。）の認可の申請であつて、地域における薬剤師の数その他の事情を勘案して薬剤師の確保を特に図るべき区域として文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域において、地域にお

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号及び第五条第一項を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一～四 「同上」

五 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。

六 専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（第四条及び第五条において単に「法科大学院」という。）の設置でないこと。

256 「同上」

「項を加える。」

ける医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に基づき行おうとするもの（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあつては、当該計画に当該大学の臨床薬学に関する学科に係る入学定員及び編入学定員（以下「入学定員等」という。）の増加として記載された人数の増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものに限る。）の審査については、適用しない。

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和五年度に令和十年度までの期間を付して医学に関する学部（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員等に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一 医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数（地域における医師の確保に資するため、医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする当該大学の医学部の学生に対する修学資金を都道府県が貸与しようとする人数以内に限る。）の増加又は各都道府県における医療を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人数の増加

二 「略」

2・3 「略」

第四条 第一条第七項の規定により同条第五号の規定が適用されない場合における臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請の審査については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師の確保のための教育内容及び薬剤師が不足すると見込まれる地域の医療機関又は

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和五年度に令和十年度までの期間を付して医学に関する学部（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（以下「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数（地域における医師の確保に資するため、医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする当該大学の医学部の学生に対する修学資金を都道府県が貸与しようとする人数以内に限る。）の増加又は各都道府県における医療を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人数の増加

二 「同上」

2・3 「同上」

「条を加える。」

薬局に将来勤務しようとする当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援（第一条第二項の文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域の都道府県が行うもの又は当該都道府県の知事が認めたものに限る。）の内容（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあつては、医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含むものとする。）に照らして行うものとする。

第五条 「略」

第六条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち、既設の医師、歯科医師、薬剤師、獣医師若しくは船舶職員の養成に係る学部若しくは学部の学科（以下この条において「医学部等」という。）又は既設の法科大学院を廃止し、その職員組織等を基に医学部等若しくは法科大学院の設置又は既設の医学部等若しくは法科大学院の収容定員増を行うおとすものについては、当該設置又は収容定員増をした後の当該医学部等又は法科大学院に係る入学定員等が、廃止する既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計（既設の医学部等又は法科大学院の収容定員増の場合にあつては、廃止する既設の医学部等又は法科大学院及び収容定員増を行う既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計）を超えない場合には、第一条第一項第五号及び第六号並びに第三条及び前条の規定にかかわらず、認可を行うことができる。ただし、廃止する、又は収容定員増を行う既設の医学部等に係る入学定員等に、第三条に基づく収容定員増を行った人数が含まれる場合には、当該収容定員増の趣旨の変更を伴わない設置又は収容定員増に限り認可を行うことができる。

2 「略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第四条 「同上」

第五条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち、既設の医師、歯科医師、獣医師若しくは船舶職員の養成に係る学部若しくは学部の学科（以下この条において「医学部等」という。）又は既設の法科大学院を廃止し、その職員組織等を基に医学部等若しくは法科大学院の設置又は既設の医学部等若しくは法科大学院の収容定員増を行うおとすものについては、当該設置又は収容定員増をした後の当該医学部等又は法科大学院に係る入学定員等が、廃止する既設の医学部等又は法科大学院の収容定員増の場合にあつては、廃止する既設の医学部等又は法科大学院の収容定員増を行う既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計（既設の医学部等又は法科大学院及び収容定員増を行う既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計）を超えない場合には、第一条第一項第五号及び第六号並びに前二条の規定にかかわらず、認可を行うことができる。ただし、廃止する、又は収容定員増を行う既設の医学部等に係る入学定員等に、第三条に基づく収容定員増を行った人数が含まれる場合には、当該収容定員増の趣旨の変更を伴わない設置又は収容定員増に限り認可を行うことができる。

2 「同上」

附 則

(施行期日等)

第一条 この告示は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項及び次条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の認可の申請のうち、令和七年四月一日前にされた令和七年度以降に行おうとする薬学に関する学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの（以下「臨床薬学に関する学科」という。）の設置及び臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則変更（次条において「臨床薬学に関する学科の設置等」という。）の認可の申請については、文部科学大臣は、この告示による改正後の大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準第一条及び第四条の規定の例により、その審査を行うものとする。

(経過措置)

第二条 前条第二項の規定は、令和七年度に行おうとする臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請のうち、令和五年十月一日において現に当該申請についての意思の決定及びその内容の公表（当該意思の決定を証する書類の刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法により行われているものに限る。）並びに当該臨床薬学に関する学科の設置等をするた

めに必要な校舎等の施設又は設備の設置又は整備に関する契約の締結が行われているものに係る審査については、適用しない。

(検討)

第三条 文部科学大臣は、この告示の施行後五年を目途として、この告示による改正後の規定の施行の状況並びに地域及び社会における薬剤師の養成に係る需要に照らした臨床薬学に関する学科の収容定員の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(大学、大学院、短期大学及び高等専門学校)の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の一部改正)

第四条 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示(令和元年文部科学省告示第九十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>附則 (失効)</p> <p>3 第一条第一項第六号及び第五條の規定は、令和十三年三月三十一日に限り、その効力を失う。</p>
改正前	<p>附則 (失効)</p> <p>3 第一条第一項第六号及び第四條の規定は、令和十三年三月三十一日に限り、その効力を失う。</p>

○文部科学省告示第 号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第一項第四号の規定により、文部科学大臣が定めることとされた分野について次のように定め、令和六年三月一日から施行し、平成十七年文部科学省告示第五十一号（学校教育法施行令第二十三条の二第一項第四号の規定による分野を定める件）は、令和六年二月二十九日限り、廃止する。

令和五年 月 日

文部科学大臣 永岡 桂子

医師、歯科医師、薬剤師、獣医師及び船舶職員の養成に係る分野